

九州大学障害者支援推進委員会規則

平成27年度九大規則第10号
制定：平成27年 9月24日
最終改正：平成29年 3月31日
(平成28年度九大規則第91号)

(趣旨)

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第37条の規定に基づき、障害者支援推進委員会の組織、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 障害者支援推進委員会は、九州大学における障害を理由とする差別の解消の推進に関する重要事項を審議する。

(組織)

第3条 障害者支援推進委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総長
- (2) 理事
- (3) 副学長
- (4) 各研究院長、法務学府長、システム生命科学府長、統合新領域学府長、教育学部長、基幹教育院長、高等研究院長、各附置研究所長、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所長、病院長、附属図書館長、情報基盤研究開発センター長及びセンター群協議会の議長

(5) 事務局長

2 前項に掲げる委員のほか、総長が特に必要と認める者を委員に加えることができる。

3 前項の委員の任期は、2年を超えない範囲内で総長が定める期間とする。

(委員長)

第4条 障害者支援推進委員会に委員長を置き、総長をもって充てる。

2 委員長は、障害者支援推進委員会を主宰する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した理事がその職務を代行する。

(障害者支援推進専門委員会)

第5条 障害者支援推進委員会に、障害者差別の解消の推進に係る企画・立案及び実施・調整並びに障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決に係る調査・審議を行わせるため、障害者支援推進専門委員会を置く。

第6条 障害者支援推進専門委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事、副学長及び副理事のうちから総長が指名する者
- (2) 各研究院、法務学府、システム生命科学府、統合新領域学府、教育学部、基幹教育院、各附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館、情報基盤研究開発センターの教授又は准教授のうちから総長が指名する者 各1人

- (3) キャンパスライフ・健康支援センター長
 - (4) キャンパスライフ・健康支援センターの教授または准教授のうちから総長が指名する者 2人
 - (5) 人事企画部長、学務部長及び病院事務部長
 - (6) その他障害者支援推進専門委員会が必要と認める者 若干人
- 2 前項の委員（第1号、第3号及び第5号を除く。）の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、総長が任命する。
- 5 障害者支援推進専門委員会に委員長を置き、第1項第1号の委員のうちから総長が指名する者をもって充てる。
- 6 委員長は、障害者支援推進専門委員会を主宰する。
- 7 委員長に事故がある時は、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

（議事）

第7条 障害者支援推進委員会及び障害者支援推進専門委員会（以下「障害者支援推進委員会等」という。）は、委員の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 障害者支援推進委員会等の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委員以外の者の出席）

第8条 障害者支援推進委員会等が必要であると認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

（事務）

第9条 障害者支援推進委員会等に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、学務部学生支援課において処理する。

（補則）

第10条 この規則に定めるもののほか、障害者支援推進委員会等の運営等に関し必要な事項は、当該委員会においてそれぞれ定める。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第41号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第91号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の九州大学障害者支援推進委員会規則第6条第1項第2号から第8号の規定により法学研究院、理学研究院、数理学研究院、

医学研究院、比較社会文化研究院、総合理工学研究院、基幹教育院及びキャンパスライフ・健康支援センターから選ばれた委員及び第10号の規定により選ばれた委員である者は、それぞれ新規程第6条第1項第2号及び第4号の規定により法学研究院、理学研究院、数理学研究院、医学研究院、比較社会文化研究院、総合理工学研究院、基幹教育院及びキャンパスライフ・健康支援センターから選ばれた委員及び第6号の規定により選ばれた委員とみなし、その任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

- 3 この規則の施行後最初に選出される第6条第1項第2号及び第4号に掲げる委員の任期は、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。